

第30回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年11月25日（金） 午前10時30分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 令和5年度滝沢市農業施策に対する要望書の決定について

日程第 9 報告第 1号 第5回農政小委員会の報告について

日程第10 報告第 2号 第5回農地小委員会の報告について

日程第11 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第13 報告第 5号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1 番委員 駿河 信一

2 番委員 太田 豊

3 番委員 新田 義修

4 番委員 佐藤 恵一郎

5 番委員 武田 美紀

6 番委員 高橋 敏彦

7 番委員 吉清水 秀明

8 番委員 大森 泰英

9 番委員 齊藤 新一

推進委員

井上 浩児

幅 和弥

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和4年11月25日(金) 午前10時30分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第30回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年10月26日から令和4年11月25日までを報告いたします。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

(第29回総会開催日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページまでをご覧ください。
整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は大釜駅から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の不許可の例外規定における農業用施設の整備に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、

金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところでは。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、井上浩児推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第1号について、令和4年11月16日に新田農業委員と井上推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、篠木小学校より東へ約400メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は水路及び道路を挟み農地、西側及び南側は農地、北側は道路及び水路を挟み農地となっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

議長 暫時休憩します。

(10時40分休憩)

(10時42分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本案件の整理番号1番から273番までにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番から117番までは4番佐藤委員が該当し、整理番号118番から273番までは6番高橋委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番から117番までを審議し、次に整理番号118番から273番までを審議し、次に整理番号274番及び275番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号1番から117番までを審議し、次に整理番号118番から273番までを審議し、次に整理番号274番及び275番を審議することとします。

それでは、整理番号1番から117番までを審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。

議案第2号のうち整理番号1番から117番までが今回の地域集積の取り組みにあたり大沢地区で設立された法人への貸付案件となっております。

以上、議案第2号整理番号1番から117番までについては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第2号整理番号1番から117番までについて、ご報告申し上げます。

議案第2号整理番号1番から117番までの農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が現在耕作している農地はありませんが、保有する予定の機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号整理番号1番から117番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号整理番号1番から117番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号1番から117番までは原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長

4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第2号整理番号118番から273番までを審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは補足説明いたします。

議案第2号のうち整理番号118番から273番までは今回の地域集積の取り組みにあたり下鶴飼地区で設立された法人への貸付案件となっております。

以上、議案第2号整理番号118番から273番までについては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員

推進委員の井上です。それでは私の方から議案第2号整理番号118番から273番までについて、ご報告申し上げます。

議案第2号整理番号118番から273番までの農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が現在耕作している農地はありませんが、保有する予定の機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号整理番号118番から273番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号整理番号118番から273番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号整理番号118番から273番までは原案のとおり決定いたしました。
6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第2号整理番号274番及び275番を審議します。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。
議案第2号のうち整理番号275番につきましては、当人同士で内容を調整した案件となっており、農地に附随した農業用施設も同時に売買する案件となっております。
以上、議案第2号整理番号274番、275番につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第2号整理番号274番及び275番について、ご報告申し上げます。
議案第2号整理番号274番及び275番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号整理番号274番及び275番の現地調査報告を終わります。

議長　　これより質疑に入ります。

議長　　暫時休憩します。

（10時53分休憩）

（10時54分再開）

議長　　休憩前に引き続き、会議を再開します。
引き続き質疑を行います。

（質疑なし）

議長　　無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号整理番号274番及び275番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長　　挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号274番及び275番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　暫時休憩します。

（10時53分休憩）

（11時02分再開）

議長　　休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号1番から11番までにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番から3番までは6番高橋委員が該当し、整理番号4番から11番までは4番佐藤委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番から3番までを審議し、次に整理番号4番から11番までを審議することについて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長　　ご異議がないようですので、最初に整理番号1番から3番までを審議し、次に整理番号4番から11番までを審議することとします。

それでは、整理番号1番から3番までを審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は14ページをご覧ください。

議案第3号のうち整理番号1番から3番までにつきましては下鶴飼地区で行っている地域集積協力金事業において、個人で借受していた農地を下鶴飼地区で設立した法人に借受者の変更を行う案件となっております。

以上、議案第3号整理番号1番から3番までは、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号整理番号1番から3番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号整理番号1番から3番までは原案のとおり決定いたしました。

6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号整理番号4番から11番までを審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は16ページをご覧ください。

議案第3号のうち整理番号4番から11番までにつきましては大沢地区で行っている地域集積協力金事業において、個人で借受していた農地を大沢地区で設立した法人に借受者の変更を行う案件となっております。

以上、議案第3号整理番号4番から11番までは、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再配分に係る案件のため省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号整理番号4番から11番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号整理番号4番から11番までは原案のとおり決定いたしました。
4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は26ページから28ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

次に整理番号2番は、その内1,000平方メートルが農地法所定の許可を得ており、残る9平方メートルは航空写真等により調査したとこ

る農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、いずれも要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢大釜簡易郵便局より南へ約200メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み宅地、西側及び北側は宅地、南側は水路を挟み農地になっており、現地は西側に隣接する住宅の庭及び進入路の一部となっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、滝沢勤労者体育センターより南東へ約120メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は農地、西側は道路を挟み宅地、南側は宅地になっており、現地は南側に隣接する飲食店の駐車場となっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和5年度滝沢市農業施策に対する要望書の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第5号、令和5年度滝沢市農業施策に対する要望書の決定についてをご説明申し上げます。議案書は30ページから36ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 ここで関連がございますので、日程第9、報告第1号、第5回農政小委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第5回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は38ページをご覧ください。

第5回農政小委員会は、11月9日に農政小委員会委員8名と齊藤新一会長が出席し、令和5年度滝沢市農業施策に対する要望書について検討と協議を行いました。

ここでは事務局から説明がありましたように、各委員から提出のあった提案や意見等を取りまとめ、事務局が作成した要望書の草案を基に検討した結果、草案に修正を加えて要望書案を作成し、その内容を農政小委員会委員及び齊藤会長により改めて確認したうえで総会に提案することを決定しました。また、市長への提出は、予定どおりこの総会終了後、会長、会長職務代理者、農地及び農政小委員会の各委員長、副委員長の計6名により行う方針を確認しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第2号、第5回農地小委員会の報告について、農地小委員会太田委員長より報告をお願いします。

太田委員長 農地小委員会委員長の太田です。それでは私の方から、第5回農地小委員会の結果を報告させていただきます。議案書は40ページをご覧ください。

10月28日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、新規就農者の就農状況現地調査について協議いたしましたので、その協議結果についてご報告いたします。

農地小委員会では、新規就農者について営農計画に基づき営農されているか、就農後3年間確認及びサポートをしております。前回の農地小委員会で協議したとおり今年度の訪問対象者10人に対しアンケート

ト調査を行うこととし、事務局よりアンケートを対象者に送付しました。今回はそのアンケートの調査結果及び事務局が行った現地調査の写真を参考に、サポート対象者の選定及び体制の検討を行いました。結果、サポートはアンケート調査を行った全員を対象とすることとし、体制については農地小委員会委員全員で訪問し、動画撮影も行いながら聞き取り調査を行うことといたしました。

以上で農地小委員会の報告を終わります。

議長

日程第11、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第13、報告第5号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書41ページからのとおりとなっておりますのでご確認ください。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第30回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年11月25日（金） 午前11時20分

議 長

会議録署名人 4 番委員

会議録署名人 5 番委員

これは原本である。

令和4年11月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一